

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
1	生活保護	返還金・債権登録	債務者登録	<p>①債務者の情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民番号 ・生年月日 ・漢字住所 ・カナ氏名 ・漢字氏名 ・電話番号 ・送付先 ・口座情報 ・資力発生日 ・不正受給期間 ・債務者区分（死亡・居所不明） ・担当者名 ・ケース番号 ・ケース診断会議日 ・債権番号 ・福祉事務所 ・生活保護廃止有無 ・生活保護開始日 ・債務承認書提出日 ・調査同意書提出日 ・相続人有無 	<p>■事前意見照会の結果を踏まえ、①に下記の管理項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者名、ケース番号、ケース診断会議日、債権番号、福祉事務所、生活保護廃止有無、生活保護開始日、債務承認書提出日、調査同意書提出日、相続人有無、徴収停止日、徴収再開日、督促状・催告書発行有無、発生年度、欠損理由、返還金送付先区分（現住所、生保側通知先、入力住所）→オプション ・電話番号、資力発生日、不正受給期間、債務者区分（死亡・居所不明）→必須 <p>■事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯分離や保護再開により、ケース番号が変更された場合は、既存の債権に新たなケース番号を登録できること。 ・債務者情報を登録する際は、被保護世帯情報と連携して、住所や氏名の入力作業を省略できること。 ・折衝記録を一覧で確認できること。
				<ul style="list-style-type: none"> ・徴収停止日 ・徴収再開日 ・督促状・催告書発行有無 ・発生年度 ・欠損理由 ・返還金送付先区分（現住所、生保側通知先、入力住所）等 <p>②登録した債務者情報は債務者台帳で別途管理できること。</p> <p>③世帯分離や保護再開により、ケース番号が変更された場合は、既存の債権に新たなケース番号を登録できること。</p> <p>④債務者情報を登録する際は、被保護世帯情報と連携して、住所や氏名の入力作業を省略できること。</p> <p>⑤折衝記録を一覧で確認できること。</p>	
2	生活保護	返還金・債権登録	債権登録	<p>①生活保護法63条に基づく債権を登録・修正・削除・照会できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支弁額について、決定済み扶助費における支弁額の対象期間を選択することで、自動で取り込みが行えること。 ・収入額について、複数の収入・控除の登録が行えること。 <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用返還対象額（支弁額） ・費用返還控除額 ・費用返還決定額 ・契機 ・備考 ・起案区分 ・起案趣旨 ・起案日 ・添付資料名称 ・分納申請有無 ・分納理由 ・納付済額 ・欠損済額 ・最終納付日 ・最終欠損日 ・決定理由 ・決定日 ・適応期間 ・当初納入期限 ・最低生活費超過認定額 ・収入額 	<p>■事前意見照会の結果を踏まえ、①～④に下記の管理項目をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契機（①～③のみ）、起案区分、起案趣旨、起案日、添付資料名称、分納申請有無、分納理由、納付済額、欠損済額、最終納付日、最終欠損日、決定理由、不正受給発見経緯（④のみ）、行政措置結果（④のみ）、行政措置年月日（④のみ）適応期間、当初納入期限、最低生活費超過認定額、収入額、必要経費、決定日、債権番号、移行元債権番号（63条から77条の2への変換時）（③のみ）、（63条から77条の2への変換時）（③のみ）、移行日（63条から77条の2への変換時）（③のみ）、外国籍申請区分 ・既存管理項目名称を、費用返還対象額→費用返還対象額（支弁額）、費用徴収対象額→費用徴収対象額（支弁額）に修正。 <p>■事前意見照会の結果を踏まえ、①～④の機能要件に下記をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支弁額について、決定済み扶助費における支弁額の対象期間を選択することで、自動で取り込みが行えること。 ・収入額について、複数の収入・控除の登録が行えること。 <p>■事前意見照会の結果を踏まえ、④の管理項目の要件種別（オプション→必須）を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契機、回数、告訴告発等有無、27条指示有無、資産調査有無
				<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費 ・債権番号 ・外国籍申請区分 <p>等</p>	<p>■事前意見照会の結果を踏まえ、下記機能要件をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録された備考の内容で検索が行えること。 ・納入義務者情報は、保護受給中ケースの場合、保護の情報が反映されること。 ・納入義務者情報は、保護廃止後も独立して債権管理ができること。 ・登録済みの債権に対して、「生活保護法第63条」「生活保護法第77条」「生活保護法第77条の2」「生活保護法第78条」の更正ができること。 ・下記算定額を一覧で確認できること。 <p>支弁額計算表</p> <p>返還対象額</p> <p>最低生活費超過認定額</p> <p>未認定収入充当額</p> <p>返還免除額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権登録時に、63条起案か77条の2起案かを選択でき、77条の2起案の場合は、63条返還金決定と同時に起案できること。

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				②生活保護法77条に基づく債権を登録・修正・削除・照会できること。 ・支弁額について、決定済み扶助費における支弁額の対象期間を選択することで、自動で取り込みが行えること。 ・収入額について、複数の収入・控除の登録が行えること。 【管理項目】 ・費用徴収対象額（支弁額） ・費用徴収控除額 ・費用徴収決定額 ・契機 ・備考 ・起案区分 ・起案趣旨 ・起案日 ・添付資料名称 ・分納申請有無 ・分納理由 ・納付済額 ・欠損済額 ・最終納付日 ・最終欠損日 ・決定理由 ・決定日 ・適応期間 ・当初納入期限 ・最低生活費超過認定額 ・収入額	事前意見照会の結果を踏まえ、債務者情報の変更における機能要件を、返還金・債権登録機能へ統合するため、下記機能要件を追加。 ・債務者ごとに督促状保留、催告書保留が登録できること ・時効中断の登録が行えること ・時効起算日の管理が行えること（引抜日、返戻日、公示送達日の登録を行うことにより時効起算日が訂正されること）
				・必要経費 ・債権番号 ・外国籍申請区分等	
				③生活保護法77条-2に基づく債権を登録・修正・削除・照会できること。 ・支弁額について、決定済み扶助費における支弁額の対象期間を選択することで、自動で取り込みが行えること。 ・収入額について、複数の収入・控除の登録が行えること。 【管理項目】 ・費用徴収対象額（支弁額） ・費用徴収控除額 ・費用徴収加算額 ・費用徴収決定額 ・契機 ・備考 ・起案区分 ・起案趣旨 ・起案日 ・添付資料名称 ・分納申請有無 ・分納理由 ・納付済額 ・欠損済額 ・最終納付日 ・最終欠損日 ・決定理由 ・決定日 ・適応期間 ・当初納入期限 ・最低生活費超過認定額	
				・収入額 ・必要経費 ・債権番号 ・移行元債権番号（63条から77条の2への変換時） ・移行額（63条から77条の2への変換時） ・移行日（63条から77条の2への変換時） ・外国籍申請区分等	
				④生活保護法78条に基づく債権を登録・修正・削除・照会できること。 ・支弁額について、決定済み扶助費における支弁額の対象期間を選択することで、自動で取り込みが行えること。 ・収入額について、複数の収入・控除の登録が行えること。 【管理項目】 ・費用徴収対象額（支弁額） ・費用徴収加算額 ・費用徴収決定額 ・契機 ・回数 ・告訴告発等有無 ・27条指示有無 ・資産調査有無 ・備考 ・起案区分 ・起案趣旨 ・起案日 ・添付資料名称 ・分納申請有無 ・分納理由 ・納付済額 ・欠損済額 ・最終納付日 ・最終欠損日 ・決定理由 ・決定日	

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				<ul style="list-style-type: none"> 不正受給発見経緯 行政措置結果 行政措置年月日 適応期間 当初納入期限 最低生活費超過認定額 収入額 必要経費 債権番号 外国籍申請区分等 <p>⑤カナ氏名、漢字氏名、ケース番号、債権番号、該当条項等により債権の検索が行えること。 ⑥登録した債権情報を一覧で確認できること。 ⑦登録された備考の内容で検索が行えること。 ⑧納入義務者情報は、保護受給中ケースの場合、保護の情報が反映されること。 ⑨納入義務者情報は、保護廃止後も独立して債権管理ができること。 ⑩登録済みの債権に対して、「生活保護法第63条」「生活保護法第77条」「生活保護法第77条の2」「生活保護法第78条」の更正ができること。</p>	
				<p>⑪下記算定額を一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 費用返還対象額（支弁額） 費用徴収対象額（支弁額） 返還決定額 最低生活費超過認定額 未認定収入充当額 返還免除額 <p>⑫債権登録時に、63条起案か77条の2起案かを選択でき、77条の2起案の場合は、63条返還金決定と同時に起案できること。 ⑬債務者ごとに督促状保留、催告書保留が登録できること。 ⑭時効中断の登録が行えること。 ⑮時効起算日の管理が行えること（引抜日、返戻日、公示送達日の登録を行うことにより時効起算日が訂正されること）。</p>	
3	生活保護	返還金・債権登録	返還金・徴収金 関連調書の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 63条返還金決定調書 77条徴収金決定調書 77条の2徴収金決定調書 78条徴収金決定調書 <p>②返還金適用情報について一覧で確認できること。</p>	事前意見照会の結果を踏まえ、下記機能要件をオプションとして追加。 ・返還金適用情報について一覧で確認できること。
4	生活保護	返還金・債権登録	返還金・徴収金 決定通知書の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 63条返還金決定通知書 77条徴収金決定通知書 77条の2徴収金決定通知書 78条徴収金決定通知書 <p>②決定通知書について、納付月、債権種別の区分で一括発行ができること。</p>	事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・決定通知書について、納付月、債権種別の区分で一括発行ができること。
5	生活保護	返還金・債権登録	調定登録	<p>①返還金に関する調定結果を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・調定年月日 ・調定金額 等</p> <p>②徴収金に関する調定結果を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・調定年月日 ・調定金額 等</p> <p>③返還金を一括調定できること。 ④返還金を分割調定できること。 ⑤徴収金を一括調定できること。 ⑥徴収金を分割調定できること。 ⑦調定内容を一覧で確認できること。</p>	事前意見照会の結果を踏まえ、①、②管理項目を下記のとおり修正。 ・調定年月→調定年月日に修正の上、必須化 ・調定金額→必須として追加 事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・調定内容を一覧で確認できること。
6	生活保護	返還金・債権登録	納入通知関連書 類の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 63条返還金納入通知書（納付書） 77条徴収金納入通知書（納付書） 77条の2徴収金納入通知書（納付書） 78条徴収金納入通知書（納付書） <p>②納入通知書（納付書）を一括発行できこと。 ③納入通知書（納付書）の発行情報を一覧で確認できること。 ④納入通知書（納付書）の発行取り消しができること。</p>	事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・納入通知書を一括発行できこと。 ・納付書の発行情報を一覧で確認できること。 ・納付書の発行取り消しができること。
7	生活保護	厚生労働省への 報告	被保護者調査用 データチェック	<p>①基礎調査・個別調査・月別調査が集計できること。 ②集計したデータについて、基礎調査・個別調査・月別調査ごとにエラーチェックが行えること。 ③エラーチェックを行った情報について一覧で確認できること。 ④集計処理は再処理ができること。 ⑤指定した基準日、現在の担当別・地区別・民生委員別の保護世帯人員数を集計した一覧を確認できること。</p>	意見照会結果を踏まえ、下記の通りに文言を編集 ①基礎調査・個別調査・月別調査が集計できること
8	生活保護	厚生労働省への 報告	エラーデータ修正	<p>①「被保護者調査用データチェック」にて集計した集計値、世帯、世帯員の項目を修正できること。 ②修正する際、エラーとなった表・世帯・個人データのみを表示し集計結果を修正できること。</p>	-
9	生活保護	厚生労働省への 報告	被保護者調査用 データ作成	<p>①生活保護業務データシステムに登録できる被保護者調査用（基礎調査、個別調査、月別概要）のデータファイル（CSV形式）が出力ができること。 ②内部確認用に以下の帳票を作成できること。 ・基礎調査票 ・個別調査票 ・月別調査票 ③福祉事務所の支所（センター等）と本所のデータを合算できること</p>	意見照会結果を踏まえ、下記の機能をオプションとして追加する。 ③福祉事務所の支所（センター等）と本所のデータを合算できること

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
10	生活保護	返還方法の変更	納付計画仮登録	①納付計画を登録する債権を照会できること。また、照会の際には、債権番号、生年月日、住民番号、カナ氏名、漢字氏名、該当条項を指定して、検索ができること。 ②分納計画を仮登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・納付年月（開始） ・納付年月（終了） ・回数 ・納付月額 ・納付月区分（毎月・偶数月） ・納期区分（月末・指定日） ・分納根拠 ・端数調整 等 ③分納計画の登録時に債権の未納額を確認できること。 ④分納誓約、履行延期のいずれで納付管理を行うか該当条項ごとに設定できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、②の管理項目に下記をオプションとして追加する。 ・端数調整、納付月区分、納期区分、分納根拠 事前意見照会の結果を踏まえ、①、②、③、④の要件種別を変更。
11	生活保護	返還方法の変更	分割納付関連の帳票作成	①以下の帳票を作成できること。 ・分割納付誓約書 ・履行延期申請書 ・保護金品等を徴収金の納入に充てる金額の申出及び分割納付誓約書	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。
12	生活保護	返還方法の変更	分割納付関連の通知書作成	①以下の帳票を作成できること。 ・履行延期（分割延納）承諾通知書 ・分割納付承認通知書	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。
13	生活保護	返還方法の変更	納付計画本登録	①納付計画を登録する債権を照会できること。また、照会の際には、債権番号、生年月日、住民番号、カナ氏名、漢字氏名、該当条項を指定して、検索ができること。 ②分納計画を本登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・納付年月（開始） ・納付年月（終了） ・回数 ・納付月額 ・納付月区分（毎月・偶数月） ・納期区分（月末・指定日） ・分納根拠 ・端数調整 等 ③分納誓約または履行延期申請登録により、時効中断が行えること。 ④分納計画を取消した場合は、直前の決定が復元されること。 ⑤分納誓約または履行延期を行った履歴を照会できること。 ⑥債権の納付方法を代理納付に変更できること。 ⑦納付計画の登録内容を一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、②の管理項目に下記をオプションとして追加。 ・端数調整、納付月区分、納期区分、分納根拠 事前意見照会の結果を踏まえ、①、②、③、④の要件種別を変更。 事前意見照会の結果を踏まえ下記の機能要件を追加。 ・納付計画の登録内容を一覧で確認できること。
14	生活保護	返還方法の変更	債権分割	①債権の分割を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・債務者情報 ・決定金額 ・納入方法 等 ②債権の分割を解除できること。	-
15	生活保護	返還方法の変更	債務者登録	①債務者の情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・住民番号 ・生年月日 ・漢字住所 ・カナ氏名 ・漢字氏名 ・電話番号 ・送付先 ・口座情報 ・資力発生日 ・不正受給期間 ・債務者区分（死亡・居所不明） ・担当者名 ・ケース番号 ・ケース診断会議日 ・債権番号 ・福祉事務所 ・生活保護廃止有無 ・生活保護開始日 ・債務承認書提出日 ・調査同意書提出日 ・相続人有無	■事前意見照会の結果を踏まえ、①に下記の管理項目を追加。 ・担当者名、ケース番号、ケース診断会議日、債権番号、福祉事務所、生活保護廃止有無、生活保護開始日、債務承認書提出日、調査同意書提出日、相続人有無、徴収停止日、徴収再開日、督促状・催告書発行有無、発生年度、欠損理由、返還金送付先区分（現住所、生保側通知先、入力住所）→オプション ・電話番号、資力発生日、不正受給期間、債務者区分（死亡・居所不明）→必須 ■事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・世帯分離や保護再開により、ケース番号が変更された場合は、既存の債権に新たなケース番号を登録できること。 ・債務者情報を登録する際は、被保護世帯情報と連携して、住所や氏名の入力作業を省略できること。 ・折衝記録を一覧で確認できること。
				・徴収停止日 ・徴収再開日 ・督促状・催告書発行有無 ・発生年度 ・欠損理由 ・返還金送付先区分（現住所、生保側通知先、入力住所） 等 ②登録した債務者情報は債務者台帳で別途管理できること。 ③世帯分離や保護再開により、ケース番号が変更された場合は、既存の債権に新たなケース番号を登録できること。 ④債務者情報を登録する際は、被保護世帯情報と連携して、住所や氏名の入力作業を省略できること。 ⑤折衝記録を一覧で確認できること。	
16	生活保護	返還方法の変更	減額調定登録	①減額調定を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・起案日 ・決定金額 等 ②減額調定内容を一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・減額調定内容を一覧で確認できること。
17	生活保護	返還方法の変更	決定調書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・返還金等決定調書	-

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
18	生活保護	返還方法の変更	決裁後減額調定登録	①減額調定を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・起案日 ・決定金額 ・減額調定日 等 ②以下の調書を作成できること。 ・調定書（生活保護費返還金等）	-
19	生活保護	返還方法の変更	納入通知書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・納入通知書（納付書） ②納入通知書（納付書）を一括発行できこと。 ③納入通知書（納付書）の発行情報を一覧で確認できること。 ④納入通知書（納付書）の発行取り消しができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・納入通知書（納付書）を一括発行できこと。 ・納入通知書（納付書）の発行情報を一覧で確認できること。 ・納入通知書（納付書）の発行取り消しができること。
20	生活保護	督促、催告	督促状作成対象者の確認	①督促状作成予定対象者を一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。
21	生活保護	督促、催告	督促状の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・督促状 ②納付期限を設定できること。 ③督促状を個別または一括で作成できること。 ・なお、一括作成にあたっては福祉事務所、返還金種別（戻入・繰越戻入・63条・78条）、納期年月、発行済・未済を抽出条件として、督促状発行日・指定日を設定し作成することができること。（78-2含め強制徴収公債権は分納していても最初に1回全額、非強制公債権は分納ごとに出力できること） ④督促状の作成履歴の確認が行えること。 ⑤督促状は調定に対して1回のみ作成できること。 ・削除する場合は「取消事由」を入力できること。 ⑥督促状作成者、引抜対象者を一覧で確認できること。 ⑦債務者との折衝記録について登録・修正・削除・照会できること。 ⑧督促状の送付日を登録・修正・削除・照会できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の文言を下記のとおり修正。 ・返還金督促状→督促状 事前意見照会の結果を踏まえ、⑤の要件種別を変更、下記の機能をオプションとして追加。 ・削除する場合は「取消事由」を入力できること 事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・債務者との折衝記録について登録・修正・削除・照会できること。 ・督促状の送付日を登録・修正・削除・照会できること。 ・なお、一括作成にあたっては福祉事務所、返還金種別（戻入・繰越戻入・63条・78条）、納期年月、発行済・未済を抽出条件として、督促状発行日・指定日を設定し作成することができること。（78-2含め強制徴収公債権は分納していても最初に1回全額、非強制公債権は分納ごとに出力できること） →③に追加
22	生活保護	督促、催告	催告書作成対象者の確認	①催告書作成予定対象者を一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。
23	生活保護	督促、催告	催告書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・催告書 ②催告書は納期限を経過しても未納であり、既に督促状が出力されている債務者に対してのみ、複数回作成が行えること。 ③催告書は、複数債権を明細としまとめて1枚で出力できること。 ④納付期限を設定できること。 ⑤催告書を個別または一括で作成できること。 ・なお、一括作成にあたっては福祉事務所、返還金種別（戻入・繰越戻入・63条・78条）、納期年月、発行済・未済を抽出条件として、催告書発行日・指定日を設定し作成することができること。 ⑥催告書の作成履歴の確認が行えること。 ⑦催告書作成者、引抜対象者を一覧で確認できること。 ⑧債務者との折衝記録について登録・修正・削除・照会できること。 ⑨催告書の送付日を登録・修正・削除・照会できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の文言を下記のとおり修正。 ・返還金催告状→催告書 事前意見照会の結果を踏まえ、③の要件種別を変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、⑤に下記をオプションとして追加。 ・なお、一括作成にあたっては福祉事務所、返還金種別（戻入・繰越戻入・63条・78条）、納期年月、発行済・未済を抽出条件として、催告書発行日・指定日を設定し作成することができること。 事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・債務者との折衝記録について登録・修正・削除・照会できること。 ・催告書の送付日を登録・修正・削除・照会できること。
24	生活保護	不納欠損	不納欠損対象者の抽出	①不納欠損対象者を抽出できること。 ②不納欠損対象者、対象債権の内容について一覧で確認できること。	
25	生活保護	不納欠損	不納欠損処理	①個別の債権を指定して不納欠損処理ができること。 ・不納欠損処理は、債権毎に管理される時効起算日をもとに処理が行えること。 ②条件を満たす債権に対して一括で不納欠損処理ができること。 ③不納欠損処理を行った調定について、取消が行えること。 ④以下の情報について一覧で確認できること。 ・不納欠損を行った処理情報 ・不能欠損取消を行った処理情報	事前意見照会の結果を踏まえ、下記要件をオプション機能として追加。 ・②条件を満たす債権に対して一括で不納欠損処理ができること。 事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正 ・③誤って不納欠損処理を行った調定について、取消が行えること。 ↓ ・③不納欠損処理を行った調定について、取消が行えること。 事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションで追加 ④以下の情報について一覧で確認できること。 ・不納欠損を行った処理情報 ・不能欠損取消を行った処理情報
26	生活保護	保護施設払	対象者の確認、支払方法の設定	①支払方法（窓口、口座、現金書留）を登録・修正・削除・照会できること。 ②被保護世帯に対して病院、施設、学校長などの実際の支給先を複数設定できること。 ③施設事務費の単価改定を遡って年度ごとに一括で行えること ④③の遡及変更について、個別のケースの支給履歴に履歴を残すこと ⑤施設事務費未支払情報、施設事務費一括改定対象者、施設ごと・利用月ごとの支払額を一覧で確認できること。 ⑥施設ごとに差額の支払ができること。 ⑦入所・通所・訪問利用者について、単価を設定できること。 ⑧施設事務費を日割りで算出できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の記載内容を修正。 事前意見照会の結果を踏まえ、②の記載内容を修正し必須に変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、③の記載内容を修正し必須に変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、④をオプションで追加。 事前意見照会の結果を踏まえ、⑤の一覧対象にオプション情報を追加。 事前意見照会の結果を踏まえ、⑥を必須で追加。 事前意見照会の結果を踏まえ、⑦をオプションで追加。 事前意見照会の結果を踏まえ、⑧をオプションで追加。
27	生活保護	保護施設払	締処理	①被保護者への支払いや代理納付とは別に施設払いの締処理を行えること。 ②施設払の支給データについて一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①、②を必須に変更。
28	生活保護	保護施設払	支払消込	①確定した支払について、一括で消込（支給日の登録）が行えること。 ②消込処理は個別に行えること。	事前意見照会の結果を踏まえ、当作業を追加 事前意見照会の結果を踏まえ、①、②をオプションで追加。
29	生活保護	経理状況報告	月別集計	①各締め処理で確定した金額や、返還金（地方自治法施行令第159条）、組戻について自動で集計されること。 ②都道府県費分・全体の扶助別の月次、年次経理状況が把握でき集計されること。 ③随時支給・定例支給（窓口払い）の場合は締め処理ではなく、受領日で金額を集計できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を下記のとおり修正。 ・①各締め処理で確定した金額について自動で集計されること。→①各締め処理で確定した金額や、返還金（159条）、組戻について自動で集計されること。 ・②県費分→都道府県費分 事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・随時支給・定例支給（窓口払い）の場合は締め処理ではなく、受領日で金額を集計できること。

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
30	生活保護	経理状況報告	集計結果修正	<ul style="list-style-type: none"> ①以下のいずれかの機能を用いて、経理状況報告額を正しい状態とできること。 以下の集計後金額を登録・修正・削除・照会できる 以下の金額について根拠となる支払情報を登録・修正・削除・照会できる 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・定例支給・随時支給で支出した金額 ・業者請求額 ・国庫負担額 ・診療報酬額 ・就労自立給付金の支払額 ・進学準備給付金の支払額 ・過払い分以外の返納額（63条、77条、78条等に該当した返納分など） ・返還金（地方自治法施行令第159条） ・組戻 等 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、①に下記の管理項目を下記のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還金（159条）、組戻→オプションとして追加。 ・定例支給で支出した金額→定例支給・随時支給で支出した金額 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別および文言を下記のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①以下の金額について登録・修正・削除・照会できること。→ ①以下のいずれかの機能を用いて、経理状況報告額を正しい状態とできること A.以下の集計後金額を登録・修正・削除・照会できる B.以下の金額について根拠となる支払情報を登録・修正・削除・照会できる
31	生活保護	経理状況報告	報告資料出力	<ul style="list-style-type: none"> ①以下の帳票を作成できること。 ・経理状況報告書 ②報告用に集計した各種金額について一覧で確認できること。 	-
32	生活保護	随時支給	支払方法・支払予定日の修正	<ul style="list-style-type: none"> ①支払方法を修正できること。 ②支払予定日を修正できること。 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、作業名を修正。支払方法・支払予定日の登録は、業務フロー前段の保護開始や保護変更等にて設定したものを、修正する前提の作業のため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払方法・支払予定日の登録 ↓ ・支払方法・支払予定日の修正 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能内容を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①支払方法を登録・修正・削除・照会できること。 ↓ ・①支払方法を修正できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・①支払方法を登録・修正・削除・照会できること。 ↓ ・②支払予定日を修正できること。 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①支払方法を修正できること。 ・②支払予定日を修正できること。
33	生活保護	随時支給	支給予定額の確認	<ul style="list-style-type: none"> ①以下について一覧で確認できること。 ・支給予定額情報 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別を必須に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①以下について一覧で確認できること。 ・支給予定額情報
34	生活保護	随時支給	締め処理	<ul style="list-style-type: none"> ①随時支給の締め処理ができること。 ②未決裁データは締め処理ができないように制御ができること。 ③締め処理後に支給単位で締め処理の取消ができること ④支給取消データの参照ができること。 ⑤支給処理作業中は保護費の金額変更ができないように制御できること。 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能要件の内容を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③締め処理後に世帯単位で締め処理の取消ができること ↓ ・③締め処理後に支給単位で締め処理の取消ができること <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑤支給処理作業中は保護費の金額変更ができないように制御できること。
35	生活保護	随時支給	各種明細書類の作成	<ul style="list-style-type: none"> ①以下の帳票を作成できること。 ・生活保護費支給通知書 ・保護金品支給台帳 ・金種表 ・明細型金種表 ・窓口受領明細書 ②以下について一覧で確認できること。 ・支給額情報 ・世帯主ごとの保護金品支給台帳情報 ・支給額の日別月別集計情報 ・当該月に調整する生活保護法第78条の2適用情報 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の以下帳票を削除。（②以下について一覧で確認できること。の「支給額情報」で包含されるものとして整理。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費支給明細書兼領収書 ・一時扶助明細書 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の以下帳票を削除。（②以下について一覧で確認できること。の「支給額の日別月別集計情報」で包含されるものとして整理。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日計表 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、②の以下について一覧で確認できることにオプション機能として以下を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該月に調整する生活保護法第78条の2適用情報
36	生活保護	随時支給	受領消込	<ul style="list-style-type: none"> ①窓口支給（事務所払）の受領管理ができること。 ②窓口支給（事務所払）の受領消込みはバーコード利用し実施できること。 ③窓口支給で保護費を受け取りに来なかった場合において、次回の窓口支給日に先送りするか、もしくは不支給にするかの設定が行えるように制御ができること。 ④保護費窓口受取予定者登録をすることにより、受領消込が行われるように制御できること。それ以外は支給日をもって消込が行われるように制御できること。 ⑤保護費窓口受取予定者をバーコード管理できること。 ⑥以下の情報について一覧で確認できること。 ・保護費窓口受取予定者登録をした情報 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、文言の平仄を合わせるため、以下文言を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②窓口払～ ↓ ・①②窓口支給～ <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①窓口払（事務所払）の受領管理ができること。 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、③④⑤⑥をオプション機能として追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③窓口支給で保護費を受け取りに来なかった場合において、次回の窓口支給日に先送りするか、もしくは不支給にするかの設定が行えるように制御ができること。 ④保護費受取予定者登録をすることにより、受領消込が行われるように制御できること。それ以外は支給日をもって消込が行われるように制御できること。 ⑤保護費受取予定者をバーコード管理できること。 ⑥以下の情報について一覧で確認できること。

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
37	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	支払方法・支払予定日の修正	<p>①支払方法を修正できること。</p> <p>②支払予定日を修正できること。</p> <p>③所管する自治体毎に定例支給日（追加支給を含む）と締め処理日を設定することができること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、作業名を修正。支払方法・支払予定日の登録は、業務フロー前段の保護開始や保護変更等にて設定したものを、修正する前提の作業のため。</p> <p>・支払方法・支払予定日の登録</p> <p>↓</p> <p>・支払方法・支払予定日の修正・</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能内容を変更。</p> <p>・①支払方法を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>↓</p> <p>・①支払方法を修正できること。</p> <p>↓</p> <p>・①支払方法を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>↓</p> <p>・②支払予定日を修正できること。</p> <p>以下の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <p>・①支払方法を修正できること。</p> <p>・②支払予定日を修正できること。</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、③をオプション機能として追加。</p> <p>③所管する自治体毎に定例支給日（追加支給を含む）と締め処理日を設定することができること。</p>
38	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	支給予定額の確認	<p>①以下について一覧で確認できること。</p> <p>・支給予定額情報</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <p>①以下について一覧で確認できること。</p> <p>・支給予定額情報</p>
39	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	締め処理	<p>①定例支払の締め処理ができること。</p> <p>②未決裁データは締め処理ができないように制御ができること。</p> <p>③締め処理後に世帯単位で締め処理の取消ができること。</p> <p>④支給取消データの参照ができること。</p> <p>⑤支給処理作業中は保護費の金額変更ができないように制御できること。</p> <p>⑥⑤の制御については経理支給処理日の翌日に自動で解除できること。</p> <p>⑦⑤の制御中でも、検索機能や相談登録、調査登録、保護証明書等の随時作表機能、医療券・介護券の決定、発券処理、債権起案など金額の変更に影響がない事務・機能については実施できるように制御できること。</p> <p>⑧定例支払が一時的に保留できること。</p> <p>⑨定例支払の保留を解除した場合に支給保留月分の支給ができること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能要件の内容を修正。</p> <p>・③締め処理後に世帯単位で締め処理の取消ができること</p> <p>↓</p> <p>・③締め処理後に支給単位で締め処理の取消ができること</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <p>⑤支給処理作業中は保護費の金額変更ができないように制御できること。</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、⑥⑦をオプション機能として追加。</p> <p>・⑥⑤の制御については経理支給処理日の翌日に自動で解除できること。</p> <p>・⑦⑤の制御中でも、検索機能や相談登録、調査登録、保護証明書等の随時作表機能、医療券・介護券の決定、発券処理、債権起案など金額の変更に影響がない事務・機能については実施できるように制御できること。</p>
				<p>⑩未決裁情報を照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未決裁の起案種別 ・申請番号 ・ケース番号 ・世帯主名 ・変更理由 ・一時扶助種類 ・変更日 ・起案日 ・支給予定日 ・地区 ・担当 等 <p>⑪未決済情報について、起案の決定調書を開覧することができること。</p>	<p>・⑥⑦のオプション機能追加に伴い、当初の⑥⑦は⑧⑨に通番変更。</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、⑩⑪をオプション機能として追加。</p> <p>・⑩未決裁情報を照会できること。</p> <p>・⑪未決済情報について、起案の決定調書を開覧することができること。</p>
40	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	各種明細書類の作成	<p>①以下の帳票を作成できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費支給通知書 ・保護金品支給台帳 ・金種表 ・明細型金種表 ・窓口受領明細書 <p>②以下について一覧で確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給方法ごとの支給額情報 ・世帯主ごとの保護金品支給台帳情報 ・支給額の日別月別集計情報 ・不就労収入が見込まれる予定者情報 ・口座変更情報 ・65歳到達者情報 ・他法喪失予定者情報 ・当該月に調整する生活保護法第77条の2適用情報 ・当該月に調整する生活保護法第78条適用情報 ・保護変更予定一覧の情報 ・徴収金調整金一覧の情報 ・定例支給日の経理支給処理の際に、変更起案中で未決裁だった対象者情報 ・最低生活費よりも収入認定額が上回り支給額の確認が必要な情報 ・前月と比較して支給額が変更となった者の情報 <p>③徴収金調整金一覧表については、債権ごとにバーコード管理されており、納付状況登録を一括で実施することができること。</p>	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の以下帳票を削除。（②以下について一覧で確認できること。の「支給方法ごとの支給額情報」で包含されるものとして整理。）</p> <p>・生活保護費支給明細書兼領収書</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、①の以下帳票を削除。</p> <p>・口座振込依頼書</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、「②の以下について一覧で確認できること」の名称を変更。</p> <p>・支給額情報</p> <p>↓</p> <p>・支給方法ごとの支給額情報</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、「②の以下について一覧で確認できること」にオプション機能として以下を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該月に調整する生活保護法第77条の2適用情報 ・当該月に調整する生活保護法第78条適用情報 ・保護変更予定一覧の情報 ・徴収金調整金一覧の情報 ・定例支給日の経理支給処理の際に、変更起案中で未決裁だった対象者情報 ・最低生活費よりも収入認定額が上回り支給額の確認が必要な情報 ・前月と比較して支給額が変更となった者の情報 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、③をオプション機能として追加。</p> <p>③徴収金調整金一覧表については、債権ごとにバーコード管理されており、納付状況登録を一括で実施することができること。</p>

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
41	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	口座振込用データの作成	<ul style="list-style-type: none"> ①全銀協フォーマットで口座振替依頼データが作成できること。 ②以下について一覧で確認できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行、支店別の件数 ・銀行別の保護費合計額 ・大家別（口座別）振込内容の情報 ・大家別登録銀行の情報 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、「②以下の帳票を作成できること」を削除。 (以下について一覧で確認できること。「・銀行、支店別の件数」、「・銀行別の保護費合計額」に包含されると整理。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替明細書 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、①を以下の通り修正。 ①口座振替依頼データが作成できること。 ↓ ①全銀協フォーマットで口座振替依頼データが作成できること。</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、②を削除したことにより、当初の③は②に通番変更。</p> <p>事前意見照会の結果を踏まえ、「②の以下について一覧で確認できること」の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行、支店別の件数 ・銀行別の保護費合計額 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、「②の以下について一覧で確認できること」にオプション機能として以下を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大家別（口座別）振込内容の情報 ・大家別登録銀行の情報
42	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	受領消込	<ul style="list-style-type: none"> ①窓口支給（事務所払）の受領管理ができること。 ②窓口支給（事務所払）の受領消込みはバーコード利用し実施できること。 ③保護費窓口受取予定者登録をすることにより、受領消込が行われるように制御できること。それ以外は支給日をもって消込が行われるように制御できること。 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、文言の平仄を合わせるため、以下文言を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①②窓口払～ ↓ ・①②窓口支給～ <p>以下の要件種別をオプションから必須に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①窓口払（事務所払）の受領管理ができること。 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、③をオプション機能として追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③保護費窓口受取予定者登録をすることにより、受領消込が行われるように制御できること。それ以外は支給日をもって消込が行われるように制御できること。
43	生活保護	定例支給（追加支給を含む）	組戻の登録	<ul style="list-style-type: none"> ①組戻を登録・修正・削除・照会できること。 ②以下について一覧で確認できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・組戻の対象者 ・自治体へ返金された扶助別、都道府県費及び市区町村費の金額情報（中核市・政令市は市費のみを管理） ③組戻処理後に変更起案を実施した場合、支給予定情報として組戻実施金額が表示できるように制御ができること。 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、「③の以下について一覧で確認できること」にオプション機能として以下を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体へ返金された扶助別、都道府県費及び市区町村費の金額情報（中核市・政令市は市費のみを管理） <p>事前意見照会の結果を踏まえ、③をオプション機能として追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③組戻処理後に変更起案を実施した場合、支給予定情報として組戻実施金額が表示できるように制御ができること。
44	生活保護	収納	収納消込	<ul style="list-style-type: none"> ①債権の消込を登録・修正・削除・照会できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・債権の一括消込ができること。 ・債権のバーコード消込ができること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・納付方法 ・債権番号 ・納付年月 ・納付金額 ・納付予定年月 ・納付予定金額 ・領収日（債務者が払った日） ・収入日（役所にお金が入った日） ・延滞金 ・遅延損害金 ②代理納付登録をした債権の収納消込ができること。 ③還付が発生した場合、還付登録処理が行えること。 ④納入状況を一覧で確認できること。 ⑤未納債権を一覧で確認できること。 ⑥一部納付が登録できること ⑦一部収納に対応するために、任意の金額で納付書を発行できること。 ⑧時効中断処理が行えること 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の管理項目をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収日（債務者が払った日） ・収入日（役所にお金が入った日） ・延滞金 ・遅延損害金 ・納付予定年月 ・納付予定金額 <p>事前意見照会の結果を踏まえ、下記機能要件をオプションとして追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部納付が登録できること ・一部収納に対応するために、任意の金額で納付書を発行できること。 ・時効中断処理が行えること
45	生活保護	業者払	請求情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> ①業者からの請求情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・支給年月日 ・一時扶助種別 ・業者 ・金額 ・数量 ・書類区分（委任状請求書払/給付券） ・ケース番号 ・世帯員名 ・担当者 ・バーコード ・給付券発行日 ・受領日 ・起案日 ・決済日 ・支給予定日 ・支給確定日 ・備考 ・強制終了 ・進行状態（未起案/起案中/決裁済） 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、以下の管理項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量 ・書類区分（委任状請求書払/給付券） ・ケース番号 ・世帯員名 ・担当者 ・バーコード ・給付券発行日 ・受領日 ・起案日 ・決済日 ・支給予定日 ・支給確定日 ・備考 ・強制終了 ・進行状態（未起案/起案中/決裁済）
61	生活保護	業者払	締処理	<ul style="list-style-type: none"> ①通常の定例締処理とは別に、請求に応じて業者払いの締処理実施ができること。 ②業者払に関する未支払情報を一覧表で確認できること。 	<p>事前意見照会の結果を踏まえ、②の要件種別を変更。</p>

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
46	生活保護	業者払	支払方法の設定	①支払方法について、窓口支払、送付先ごとの送金、口座振替を選択できること。 ②業者払の支給額を一覧で確認できること。 ③口座情報等はマスタ登録とは別に、個別に口座情報の登録ができること	事前意見照会の結果を踏まえ、下記機能要件をオプションとして追加。 ・口座情報等はマスタ登録とは別に、個別に口座情報の登録ができること
47	生活保護	過年度戻入振替・繰越調定	繰越調定対象者の確認(前年度未納返還金)	①前年度以前に発生している返還金(過去に繰越した戻入金も含む)について繰越調定を行う対象を一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下のとおり修正。 ・前々年度以前の繰越調定を行う対象を一覧で確認できること。→前年度以前に発生している返還金(過去に繰越した戻入金も含む)について繰越調定を行う対象を一覧で確認できること。 また作業名を以下の通り修正。 (修正前) 繰越調定対象者の確認(前々年度以前分) (修正後) 繰越調定対象者の確認(前年度未納返還金)
48	生活保護	過年度戻入振替・繰越調定	過年度戻入振替	①現年度戻入は、出納閉鎖にあわせ未納額を過年度戻入(歳入戻入)として自動登録が行えること。 ②現年度戻入(歳出戻入)での督促状発行、時効起算日情報が、自動登録された過年度戻入(歳入戻入)に引き継がれ管理できること。 ③過年度戻入振替処理予定対象を一覧で確認できること。	-
49	生活保護	過年度戻入振替・繰越調定	繰越調定対象者の確認(前年度未納戻入金)	①前年度の未納戻入金について対象を一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、機能要件の文言を以下の通り修正。 ・①前年度の繰越調定を行う対象を一覧で確認できること。→①前年度の未納戻入金について対象を一覧で確認できること。 また作業名を以下の通り修正。 (修正前) 繰越調定対象者の確認(前年度分) (修正後) 繰越調定対象者の確認(前年度未納戻入金)
50	生活保護	戻入	未返納者の把握・未返納データの登録	①戻入金を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 ・返納年月 ・返納精算額 ・納付書発行日 ・納付年月日 ・督促状発送日 ・催告書発送日 ・不能欠損日 ・ケース番号 ・保護決定調書番号 ・返納内訳(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭・施設事務・委託事務) 等 ②戻入金に関する未返納者を一覧で確認できること。 ③戻入金に関する返納済者を一覧で確認できること。 ④戻入金の納入予定者を一覧で確認できること。	事前意見照会結果を踏まえ、下記を管理項目にオプション追加 ・納付書発行日 ・納付年月日 ・督促状発送日 ・催告書発送日 ・不能欠損日 ・ケース番号 ・保護決定調書番号 ・返納内訳(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭・施設事務・委託事務) 事前意見照会結果を踏まえ、下記の機能をオプション追加 ・戻入金に関する返納済者を一覧で確認できること。 ・戻入金の納入予定者を一覧で確認できること。
51	生活保護	戻入	納入通知書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・納入通知書(納付書) ②納入通知書(納付書)を一括発行できること。 ③納入通知書(納付書)の発行情報を一覧で確認できること。 ④納入通知書(納付書)の発行取り消しができること。	事前意見照会結果を踏まえ、下記の機能要件をオプション追加 ②納入通知書を一括発行できること。 ③納付書の発行情報を一覧で確認できること。 ④納付書の発行取り消しができること。
52	生活保護	戻入	戻入金納付登録	①戻入金の消込を登録・修正・削除・照会できること。 ・戻入金の消込を一括登録できること。 【管理項目】 ・収納年月日 ・収納金額 ・消込状況(「未消込」「消込済」のいずれかを選択) ・ケース番号 ・保護決定調書番号 ・返納内訳(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭・施設事務・委託事務) 等 ②戻入金の消込状況を一覧で確認できること。	事前意見照会結果を踏まえ、①の管理項目を下記の通りに修正 ・収納年月→収納年月日 ・消込状況→消込状況(「未消込」「消込済」のいずれかを選択) 事前意見照会の結果を踏まえ、①に下記の管理項目をオプションとして追加 ・ケース番号 ・保護決定調書番号 ・返納内訳(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭・施設事務・委託事務) 事前意見照会結果を踏まえ、下記の機能をオプション追加 ・戻入金の消込を一括登録できること。(①の機能要件に追加)
53	生活保護	代理納付	締処理	①定例支給、随時支給とは別に締処理ができること。(代理納付登録をした債権を含む) ②代理納付の締め日翌日に処理結果を一覧で確認できること。 ③下記について一覧で確認できること。 ・代理納付先ごとの支払明細 ・代理納付内訳書 ・代理納付区分内訳書 ・代理納付削除リスト ・代理納付予定者リスト(予定者の住宅納付先、介護保険先も確認できること)	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更。 事前意見照会の結果を踏まえ、①に下記の文言を追加。 ・定例支給、随時支給とは別に締処理ができること。→定例支給、随時支給とは別に締処理ができること。(代理納付登録をした債権を含む) 事前意見照会の結果を踏まえ、下記の機能要件をオプションとして追加。 ・代理納付の締め日翌日に処理結果を一覧で確認できること。 ・下記について一覧で確認できること。 ・代理納付内訳書 ・代理納付区分内訳書 ・代理納付削除リスト ・代理納付予定者リスト(予定者の住宅納付先、介護保険先も確認できること)
54	生活保護	代理納付	支払消込	①保護費から代理納付した結果を一括、または個別に消込が行えること。(代理納付登録をした債権を含む) ②対象データについて登録・修正・削除・照会できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、①の要件種別を変更、文言を下記のとおり修正。 ・①保護費から代理納付した結果を一括して消込が行えること。J→「①保護費から代理納付した結果を一括、または個別に消込が行えること。(代理納付登録をした債権を含む) 事前意見照会の結果を踏まえ、以下の機能をオプションとして追加。 ・対象データについて登録・修正・削除・照会できること。

機能要件（生活保護共通）

機能名称		標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会に向けた修正内容	留意事項
1	1.1 他システム連携 生活保護共通	住民記録システムと連携し、住民記録情報（世帯情報及び個人情報）を生活保護システムで利用できること。 ※ 「住民記録システムと連携」は、住民記録情報を含む宛名システム等との連携を含む。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
2		住民記録システムへ渡す生活保護の受給情報を作成し連携できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
3		個人住民税システムと連携し、個人住民税情報を生活保護システムで利用できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
4		個人住民税システムへ渡す生活保護の受給情報を作成し連携できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
5		介護保険システムと連携し、介護保険情報を生活保護システムで利用できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
6		介護保険システムへ渡す生活保護の受給情報を作成し連携できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
7		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムと連携し、団体内統合宛名番号情報を生活保護システムで利用できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
8		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録情報を作成し連携できること。 ※副本登録を行う上で連携項目の内容を修正する必要がある場合、修正できること	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容をオプションとして追加。 ・マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録情報を作成し連携できること。 ↓ ・マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録情報を作成し連携できること。 ※副本登録を行う上で連携項目の内容を修正する必要がある場合、修正できること	連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
9		マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムにて一括照会を行うためのデータを作成し、連携ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・情報照会した結果について、一覧で確認できること。	連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
10		障害者福祉システムと連携し、障害者福祉情報（身体・精神障害者手帳情報を含む）を生活保護システムで利用できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
11		健診システムと連携し、健診情報を生活保護システムで利用できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
12		児童福祉システムと連携し、児童福祉情報を生活保護システムで利用できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
13		国民健康保険システムへ渡す生活保護の受給情報を作成し連携できること。		連携項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
14		住民記録の異動情報を元に、異動者及び異動内容を確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、要件種別をオプションから必須に変更。	
15		情報照会した結果について、一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・情報照会した結果について、一覧で確認できること。	
16		連携用情報の取込時、もしくは連携用情報の作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 ※ エラー対応後、取込及び作成の再処理ができること。		
17	1.2 マスタ・データ管理機能	対象者の住民記録情報を一覧で確認できること。		
18		住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 住登外者で開始したものが、後に住民登録を行った場合に、同一人物として紐づけが可能なこと。	事前意見照会の結果を踏まえ、補足をオプション機能として追加。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
19		住記連携にて連携された住基支援措置の情報を管理できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、また扶養能力調査にてDVに係る機能を定義しているため、必須機能として追加。 ・住記連携にて連携された住基支援措置の情報を管理できること。	
20		生活保護独自にDV等の配慮が必要な対象者の管理ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、また扶養能力調査にてDVに係る機能を定義しているため、必須機能として追加。 ・生活保護独自にDV等の配慮が必要な対象者の管理ができること。	
21		住記支援措置対象者、生活保護独自の対象者についてシステム上気づけること。	事前意見照会の結果を踏まえ、また扶養能力調査にてDVに係る機能を定義しているため、必須機能として追加。 ・住記支援措置対象者、生活保護独自の対象者についてシステム上気づけること。	
22		対象者の本名・通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 旧姓・氏名優先区分情報を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
23		国籍の登録・修正・削除・照会ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・国籍の登録・修正・削除できること。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
24		対象者の送付先情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 住所地と違う場所であっても送付先として登録できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
25		対象者の送付先情報を一覧で確認できること。		
26		対象者の連絡先情報を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
27		対象者の連絡先情報を一覧で確認できること。		
28		対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 全国銀行協会が提供する金融機関等のデータを利用できる仕組みとしても問題ない。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を追加。 ・対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。 ↓ ・対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※ 全国銀行協会が提供する金融機関等のデータを利用できる仕組みとしても問題ない。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
29		統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、一括で更新できること。		
30		対象者の口座情報を一覧で確認できること。		
31		対象者（転出者・住登外者も含む）の世帯情報を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
32		世帯員の状態（居宅、入院、施設入所等）の登録・修正・削除・照会ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・世帯員の状態（居宅、入院、施設入所等）の登録・修正・削除・照会ができること。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
33		個人番号及び団体内統合宛名番号を保持し、照会できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、以下機能を削除。 ・個人番号及び団体内統合宛名番号を登録・修正・削除・照会できること。	
34		帳票に印字する福祉事務所長名等の情報を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。

機能要件（生活保護共通）

機能名称			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会に向けた修正内容	留意事項
通番	大項目	中項目			
35			帳票に印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 帳票単位に管理できること。 ※2 帳票グループ単位に管理できること。 ※3 文書番号の出力有無を管理できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
36			帳票に印字する電子公印は帳票毎に公印の種類及び印影を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
37			帳票に印字する問合せ先情報を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
38			自治体情報（市区町村名称、冬季加算区情報等）の登録・修正・削除・照会ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、「広域連合」を削除。 ・自治体情報（市区町村名称、広域連合、冬季加算区情報等）の登録・修正・削除・照会ができること。 ↓ ・自治体情報（市区町村名称、冬季加算区情報等）の登録・修正・削除・照会ができること。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。 自治体によって管理する情報が変化すると想定されるため、等としている。
39			住所情報（市区町村名称、郵便番号等）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※ 地区、担当員、学校情報と紐づけができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。 自治体によって管理する情報が変化すると想定されるため、等としている。
40			福祉事務所情報の登録・修正・削除・照会ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
41			地区情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※1 地区ごとに定型調査先（金融機関・生命保険会社）を紐づけることができる。 (コピー機能で1つの地区の調査先の紐付けを他の地区にもコピーすることができる)	事前意見照会の結果を踏まえ、補足をオプション機能として追加。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
42			担当員情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※1 一括変更ができること。 ※2 履歴管理ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
43			民生委員情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ※1 一括変更ができること。 ※2 履歴管理ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
44			介護保険者情報の登録・修正・削除・照会ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
45			介護保険料情報の登録・修正・削除・照会ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
46			就労自立給付金の算定に必要な上限額、最低給付額の登録・修正・削除・照会ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、必須機能として追加。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
47			金融機関情報を登録・修正・削除・照会できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
48			金融機関情報を一覧で確認できること。		
49			関係機関情報（生命保険、年金、自動車等の調査先）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※ 関係機関をグループ化し登録できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。 自治体によって管理する情報が変化すると想定されるため、等としている。
50			医療機関情報（薬局情報、訪問看護事業者、助産師も含む）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※医療機関については指定対象か把握できること	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を修正。 ・医療機関情報（薬局情報、訪問看護事業者も含む）の登録・修正・削除・照会ができること。 ↓ ・医療機関情報（薬局情報、訪問看護事業者、助産師も含む）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※医療機関については指定対象か把握できること	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
51			介護機関情報の登録・修正・削除・照会ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
52			学校・学年・月別の給食費単価を登録・修正・削除・照会できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・学校・学年・月別の給食費単価を登録・修正・削除・照会できること。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
53			支払先情報の登録・修正・削除・照会ができること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
54			各月の定例支給日をマスタとして登録・修正・削除・照会できること。 ※ 祝祭日の登録ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
55			基準額の登録・修正・削除・照会ができること。 ※1 基準額情報を取り込みできること。 ※2 基準額情報を出力できること。		管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。
56			基準額を一覧で確認できること。		
57			施設情報（施業者、施業者、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はりきゅう師、学校、公営住宅情報、民間住宅代理納付先、保護施設、日常生活支援住居施設、法的位置づけのない施設、簡易宿泊所、その他業者等）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※ 施設入所者の生活扶助基準級地を登録できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・施設情報（施業者、学校、公営住宅情報等）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※ 施設入所者の生活扶助基準級地を登録できること。 ↓ ・施設情報（施業者、施業者、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師・はりきゅう師、学校、公営住宅情報、民間住宅代理納付先、保護施設、日常生活支援住居施設、法的位置づけのない施設、簡易宿泊所、その他業者等）の登録・修正・削除・照会ができること。 ※ 施設入所者の生活扶助基準級地を登録できること。	管理項目については、今後デジタル庁等との調整を踏まえ整理することに留意。 自治体によって管理する情報が変化すると想定されるため、等としている。
58			保護施設の単価登録（入所・通所・訪問）ができること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・保護施設の単価登録（入所・通所・訪問）ができること。	
59			保護施設の単価について一覧で確認できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。	
60			医療機関コード及び介護機関コードは、期間に応じて新旧コードを切替でき、各種発券情報に反映できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を修正。 ・医療機関コード及び介護機関コードについては、新旧コードを入力して各種発券情報のコード変換ができること。 ↓ ・医療機関コード及び介護機関コードは、期間に応じて新旧コードを切替でき、各種発券情報に反映できること。	
61			必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーやアラートのメッセージを表示できること。		
62			保存年月を超えたデータ等、不要なデータについて削除できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、オプション機能として追加。 ・保存年月を超えたデータ等、不要なデータについて削除できること。	
63	1.3 検索機能		氏名、世帯番号、個人番号、ケース番号、地区等複数の条件を設定して絞り込みができること。		事務の場面に応じて検索条件が変化すると想定されるため、等としている。

機能要件（生活保護共通）

機能名称		標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会に向けた修正内容	留意事項
64		あいまい検索ができること。 ※ あいまい検索 ・清音、濁音、半濁音による違いを無視できること。 ・拗音、促音の小文字と大文字による違いを無視できること。 ・文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。 等		
65		検索履歴より再検索ができること。		
66	1.4 EUC機能	生活保護システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・抽出条件は各事務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること。 ・抽出する際は一般的な演算子（and/or、=、≠、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。 ・表示（出力）項目は各事務にて対象となる一覧に関する管理項目、及び住民記録情報の関連する項目を対象とし、任意に指定できること。 ・出力された結果をさらにフィルタ機能で再抽出できること。 ・表示（出力）する履歴は、最新履歴、全履歴、抽出条件の該当履歴を任意に指定できること。 ・設定した抽出条件、表示項目、表示順を保存でき、抽出時に再度利用できること。 ・設定した抽出条件、表示項目、表示順は利用者共通、個人用のパターンとして保存ができること。 ・保存した抽出条件、表示項目、表示順を選択した後、抽出条件、表示項目、表示順の追加・変更・削除ができること。 ・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。 ・システムで利用可能な外字ファイルがインストールされている環境において、外字は正しく表示できること。 ・CSVファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること）。 ・一覧帳票、PDFファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること）。 ・出力の際、行の並び順や改ページ項目を指定することができること。 ・DV対象者が含まれている場合、アラートを表示できること。 ・文字溢れ者や未登録外字者が含まれている場合、アラートを表示できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を修正。 ・外字は正しく表示できること。 ↓ ・システムで利用可能な外字ファイルがインストールされている環境において、外字は正しく表示できること。 ↓ ・CSVファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること）。 ↓ ・システムで利用可能な外字ファイルがインストールされている環境において、CSVファイルで出力できること（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること）。	EUC機能は、画面での表示やCSVデータ出力等の表示方法は限定するものではない。実現方法はシステム（事業者）による創意工夫の範疇と考えている。
67		EUC機能の1つとして、抽出した結果の合計・平均・件数・最大値・最小値の集計ができること。		
68		EUC機能の1つとして、抽出した結果からグラフが作成できること。		
69	1.5 帳票出力機能	指定した条件に該当する対象者の宛名シール、もしくは窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。		
70		宛名を印字する帳票において、宛名情報から郵便カスタマーバーコードが出力できること。		
71		電子公印を使用できること。 ※ 電子公印は複数管理でき、必要に応じて切り替えができること。		
72		福祉事務所長名等を印字できること。		
73		対象者氏名に通称名が出力できること。		
74		29条調査関連の帳票について、担当者氏名を印字する場合、選択した担当者の氏名を印字できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を変更。 ・担当者氏名を印字できる場合、選択した担当者の氏名を印字できること。 ↓ ・29条調査関連の帳票について、担当者氏名を印字する場合、選択した担当者の氏名を印字できること。	
75		外部帳票に口座情報を印字する場合、伏字を使用できること。		
76		決裁欄に記載する役職名を登録・修正できること。		
77		印字項目として定義している帳票の発行日を設定できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を変更。 ・帳票の発行日を設定できること。 ↓ ・印字項目として定義している帳票の発行日を設定できること。	
78		申請書の対象者情報について、名前は出力せず、住所は出力有無を選択できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を変更。 ・対象者情報を出力せず空欄のまま出力できること。 ↓ ・申請書の対象者情報について、名前は出力せず、住所は出力有無を選択できること。	
79		文書番号を伴う通知書を出力する場合、文書番号を前後の記号文字も含めて印字できること。		
80		帳票に出力する対象者情報に応じて、敬称を付けたり、文言を付加したり、置き変えたりできること。 【設定例】 ・法人の場合、「御中」を付加。 ・個人の場合、「様」を付加。		
81		大量印刷については一括印刷ができること。 ※ 個別にオンライン印刷ができること。		
82		印刷だけでなく、選択によりPDF形式での出力もできること。 ※1 帳票を印刷及び、電子ファイル出力を行う際に抽出条件を選択できること。 ※2 CSVファイル形式で出力できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を変更。 ・印刷だけでなく、PDF形式で出力できること。 ※1 帳票を印刷及び、電子ファイル出力を行う際に抽出条件を選択できること。 ※2 CSVファイル形式で出力できること。 ↓ ・印刷だけでなく、選択によりPDF形式での出力もできること。 ※1 帳票を印刷及び、電子ファイル出力を行う際に抽出条件を選択できること。 ※2 CSVファイル形式で出力できること。	
83		一括出力時の出力順として、帳票ごとに予め定義した印字項目を指定し、並び替えができること。		
84		帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、対象者の状態（資格喪失、外字未登録、文字オーバー）に応じて、該当者のリストを出力できること。		
85		機能単位で出力可能な帳票が複数存在する場合、出力する帳票を指定できること。	事前意見照会の結果を踏まえ、記載内容を変更。 ・画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧形式で表示され、出力する帳票を指定できること。 ↓ ・機能単位で出力可能な帳票が複数存在する場合、出力する帳票を指定できること。	
86		各種帳票を出力する前に帳票の出力イメージをプレビュー表示し確認できること。		
87		帳票の発行履歴を管理できること。		
88		出力済の外部帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。 ※1 再出力する帳票のうち、一括で出力した帳票の場合は作成した時に設定された帳票に関するパラメタ情報（出力対象期間や出力内容に関する設定）を確認できること。 ※2 出力済の内部帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。 ※3 帳票で複数名分を出力した帳票の場合、再出力の対象者を指定できること。 ※4 再出力する場合、任意のページを指定して出力ができること。		
89	1.6 援助方針機能	援助方針を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・援助方針類型 ・援助方針 等 ※ 登録内容の変更履歴を管理できること。		
90		援助方針を一覧で確認できること。		
91		以下の帳票が作成できること。 ・援助方針記録票		

機能要件（生活保護共通）

機能名称			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第5回検討会に向けた修正内容	留意事項
通番	大項目	中項目			
92		1.7 ケース 診断会 議機能	ケース診断会議の内容、結果を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・ケース診断会議日付 ・出席者 ・検討結果 等 ※ 登録内容の変更履歴を管理できること。		
93			以下の帳票が作成できること。 ・ケース診断会議記録票 ・支援対象ケース検討票 ・27条指導指示書発行伺い ・27条指導指示書		
94			27条指導指示に係る情報について一覧で確認できること。		
95		1.8 ケース 管理・ 記録機 能	ケース記録の登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・日付 ・記録種別（訪問、来所、電話等） ・記録内容 等 ※1 雛型となる定型文を登録し、呼び出すことができること。 ※2 登録内容の変更履歴を管理できること。		
96			ケース番号の連番初期値の管理ができること。		
97			ケース記録の登録・修正時には、保護費の決定情報を取り込みできること。 ※訪問実績、医療扶助、介護扶助の情報を取り込みできること。		
98			ケース訪問に伴うケース記録を登録する場合、併せて訪問実績の登録ができること。		
99			以下の帳票が作成できること。 ・ケース記録票		
100			ケース記録票は、前回印字された位置に続けて印字ができること。 ※ 任意のページを指定して出力ができること。		
101			世帯番号を入力した世帯の生活保護状況照会ができること。		
102			保護決定の認定内容から世帯の労働状況（常勤、日雇、内職、稼働なし等）を自動的に設定ができること。		自治体によって管理する情報が変化すると想定されるため、等としている。
103			保護決定の認定内容と世帯の構成区分（高齢、母子、障害、傷病等）の論理チェックができること。 ただし不整合があった場合でも、アラートを表示した上で処理できること。		自治体によって管理する情報が変化すると想定されるため、等としている。
104			電子決裁時にケース記録の内容を参照できること。		
105			電子決裁に回付中及び決裁済のケース記録は修正できないよう制御できること。		
106			電子決裁を行った決裁者、決裁処理日をケース記録に印字できること。		